

令和元年12月末日分

庁名 盛岡地方検察庁

	受 理			処 理			未済 件数	次期上申 予定件数
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計		
基準四該当	0	0	0	0	0	0	0	
うち公選法	0	0	0	0	0	0	0	
基準五1該当	0	1	1	0	0	0	1	
うち公選法	0	0	0	0	0	0	0	
基準五2該当	0	0	0	0	0	0	0	
うち公選法	0	0	0	0	0	0	0	
総 計	0	1	1	0	0	0	1	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数 0 件

【記載要領】

1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、（参考）欄に記載する。

2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。

3 「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。

4 「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。

5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。

6 受理の「合計」－処理の「合計」＝「未済件数」となる。

7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

別紙 3

特別基準恩赦受理処理状況（その 2：罪名別受理状況）

庁名 盛岡地方検察庁

令和元年12月末日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
1				

【記載要領】

1 当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する（同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。）。

2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指す。

3 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和2年1月6日分

庁名 東京高等検察庁

	受 理			処 理			未済 件数	次期上申 予定件数
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計		
基準四該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五 1 該当		1	1			0	1	
うち公選法			0			0	0	
基準五 2 該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
総 計	0	1	1	0	0	0	1	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数 件

【記載要領】

1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、（参考）欄に記載する。

2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。

3 「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。

4 「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。

5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。

6 受理の「合計」－処理の「合計」＝「未済件数」となる。

7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和元年 12 月 31 日分

庁名 横浜地方検察庁

	受 理			処 理			未済 件数	次期上申 予定件数
	当期受理	前期末済	合計	当期上申	その他	合計		
基準四該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五 1 該当	1	3	4			0	4	
うち公選法			0			0	0	
基準五 2 該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
総 計	1	3	4	0	0	0	4	0

（参考） 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数 0 件

【記載要領】

1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、（参考）欄に記載する。

2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。

3 「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。

4 「前期末済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。

5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。

6 受理の「合計」－処理の「合計」＝「未済件数」となる。

7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

別紙 3

特別基準恩赦受理処理状況（その 2：罪名別受理状況）

庁名 横浜地方検察庁

令和元年 1 2 月 3 1 日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
1				

【記載要領】

- 1 当期において受理した案件は，罪名ごとに，氏名及び刑の内容を記載する（同一の者に複数の刑があるときは，その者に係る記載は複数行にわたることとなる。）。
- 2 「当期」とは，本通知の提出期限前の直近の期間（例えば，1 1 月 2 1 日を提出期限とする通知の場合，当期とは，1 1 月 9 日から 1 1 月 2 0 日までの期間）を指す。
- 3 管内の支部等での受理分については，本庁でとりまとめた上，通知する。

令和 2 年 1 月 6 日分

庁名 宇都宮地方検察庁

	受 理			処 理			未済 件数	次期上申 予定件数
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計		
基準四該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五 1 該当	1		1			0	1	
うち公選法			0			0	0	
基準五 2 該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
総 計	1	0	1	0	0	0	1	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数 0 件

【記載要領】

1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、（参考）欄に記載する。

2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。

3 「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。

4 「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。

5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。

6 受理の「合計」－処理の「合計」＝「未済件数」となる。

7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

別紙 3

特別基準恩赦受理処理状況（その 2：罪名別受理状況）

庁名 宇都宮地方検察庁

令和 2 年 1 月 6 日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
1				

【記載要領】

1 当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する（同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。）。

2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指す。

3 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和 2 年 1 月 6 日分

庁名 静岡地方検察庁

	受 理			処 理			未済 件数	次期上申 予定件数
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計		
基準四該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五 1 該当	2		2			0	2	
うち公選法			0			0	0	
基準五 2 該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
総 計	2	0	2	0	0	0	2	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数 0 件

【記載要領】

1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考) 欄に記載する。

2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。

3 「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。

4 「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。

5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。

6 受理の「合計」－処理の「合計」＝「未済件数」となる。

7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

別紙 3

特別基準恩赦受理処理状況（その 2：罪名別受理状況）

庁名 静岡地方検察庁

令和 2 年 1 月 6 日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
1				
2				
3				
4				
5				
6				

【記載要領】

1 当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する（同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。）。

2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指す。

3 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

別紙 3

特別基準恩赦受理処理状況（その 1：統計表）

令和元年 1 2 月 3 1 日分

庁名 福井地方検察庁

	受 理			処 理			未済 件数	次期上申 予定件数
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計		
基準四該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五 1 該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五 2 該当	1		1			0	1	1
うち公選法			0			0	0	
総 計	1	0	1	0	0	0	1	1

（参考） 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数 件

【記載要領】

1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、（参考）欄に記載する。

2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、1 1 月 2 1 日を提出期限とする通知の場合、当期とは、1 1 月 9 日から 1 1 月 2 0 日までの期間）を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。

3 「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。

4 「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。

5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。

6 受理の「合計」－処理の「合計」＝「未済件数」となる。

7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

別紙 3

特別基準恩赦受理処理状況（その 2：罪名別受理状況）

庁名 福井地方検察庁

令和元年 1 2 月 3 1 日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
1				
2				

【記載要領】

1 当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する（同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。）。

2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指す。

3 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和元年12月31日分

庁名 名古屋地方検察庁

	受 理			処 理			未済 件数	次期上申 予定件数
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計		
基準四該当	1	0	1	0	0	0	1	0
うち公選法	0	0	0	0	0	0	0	0
基準五1該当	1	0	1	0	0	0	1	0
うち公選法	0	0	0	0	0	0	0	0
基準五2該当	0	0	0	0	0	0	0	0
うち公選法	0	0	0	0	0	0	0	0
総 計	2	0	2	0	0	0	2	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数 0 件

【記載要領】

1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、（参考）欄に記載する。

2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。

3 「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。

4 「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。

5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。

6 受理の「合計」－処理の「合計」＝「未済件数」となる。

7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

別紙 3

特別基準恩赦受理処理状況（その 2：罪名別受理状況）

庁名 名古屋地方検察庁

令和元年 12 月 31 日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
1				
2				

【記載要領】

1 当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する（同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。）。

2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指す。

3 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

別紙3 特別基準恩赦受理処理状況（その1：統計表）

令和 元 年 1 2 月 3 1 日分

庁名 大阪地方検察庁

	受 理			処 理			未済 件数	時期上申 予定件数
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計		
基準四該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五1該当		3	3			0	3	
うち公選法			0			0	0	
基準五2該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
総計	0	3	3	0	0	0	3	0

（参考） 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数 1 件

【記載要領】

- 1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、（参考）欄に記載する。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3 「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4 「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6 受理の「合計」－処理の「合計」＝「未済件数」となる。
- 7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

別紙3

特別基準恩赦受理処理状況（その2：罪名別受理状況）

庁名 大阪地方検察庁

令和 元 年 1 2 月 3 1 日 分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日

【記載要領】

- 1 当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する（同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。）。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指す。
- 3 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

別紙 3

特別基準恩赦受理処理状況（その1：統計表）

令和元年12月31日分

庁名 和歌山地方検察庁

	受 理			処 理			未済 件数	次期上申 予定件数
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計		
基準四該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五1該当	1		1			0	1	
うち公選法			0			0	0	
基準五2該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
総 計	1	0	1	0	0	0	1	0

（参考） 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数 0 件

【記載要領】

1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、（参考）欄に記載する。

2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。

3 「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。

4 「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。

5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。

6 受理の「合計」－処理の「合計」＝「未済件数」となる。

7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

別紙 3

特別基準恩赦受理処理状況（その 2：罪名別受理状況）

庁名 和歌山地方検察庁

令和元年 1 2 月 3 1 日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
1				

【記載要領】

1 当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する（同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。）。

2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指す。

3 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

別紙3 特別基準恩赦受理処理状況（その1：統計表）

令和元年12月27日分

庁名 鳥取地方検察庁

	受 理			処 理			未済 件数	次期上申 予定件数
	当期受理	前期末済	合計	当期上申	その他	合計		
基準四該当								
うち公選法								
基準五1該当	1		1				1	
うち公選法								
基準五2該当								
うち公選法								
総 計	1		1				1	

（参考） 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数 件

【記載要領】

- 1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、（参考）欄に記載する。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3 「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4 「前期末済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6 受理の「合計」－処理の「合計」＝「未済件数」となる。
- 7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

別紙 3

特別基準恩赦受理処理状況（その 2：罪名別受理状況）

庁名 鳥取地方検察庁

令和元年 1 2 月 2 7 日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
1				

【記載要領】

- 1 当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する（同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。）。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、1 1 月 2 1 日を提出期限とする通知の場合、当期とは、1 1 月 9 日から 1 1 月 2 0 日までの期間）を指す。
- 3 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和2年1月6日分

庁名 広島地方検察庁

	受 理			処 理			未済 件数	次期上申 予定件数
	当期受理	前期末済	合計	当期上申	その他	合計		
基準四該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五1該当		1	1			0	1	
うち公選法			0			0	0	
基準五2該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
総 計	0	1	1	0	0	0	1	0

（参考） 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数 0 件

【記載要領】

1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、（参考）欄に記載する。

2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。

3 「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。

4 「前期末済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。

5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。

6 受理の「合計」－処理の「合計」＝「未済件数」となる。

7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

別紙 3

特別基準恩赦受理処理状況（その 2：罪名別受理状況）

庁名 広島地方検察庁

令和 2 年 1 月 6 日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日

【記載要領】

- 1 当期において受理した案件は，罪名ごとに，氏名及び刑の内容を記載する（同一の者に複数の刑があるときは，その者に係る記載は複数行にわたることとなる。）。
- 2 「当期」とは，本通知の提出期限前の直近の期間（例えば，1 1 月 2 1 日を提出期限とする通知の場合，当期とは，1 1 月 9 日から 1 1 月 2 0 日までの期間）を指す。
- 3 管内の支部等での受理分については，本庁でとりまとめた上，通知する。

別紙 3

特別基準恩赦受理処理状況（その1：統計表）

令和元年12月27日分

庁名 福岡地方検察庁

	受 理			処 理			未済 件数	次期上申 予定件数
	当期受理	前期末済	合計	当期上申	その他	合計		
基準四該当	0	2	2			0	2	
うち公選法			0			0	0	
基準五1該当	0	1	1			0	1	
うち公選法			0			0	0	
基準五2該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
総 計	0	3	3	0	0	0	3	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数 0 件

【記載要領】

1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考) 欄に記載する。

2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。

3 「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。

4 「前期末済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。

5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。

6 受理の「合計」－処理の「合計」＝「未済件数」となる。

7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

別紙 3

特別基準恩赦受理処理状況（その 2：罪名別受理状況）

庁名 福岡地方検察庁

令和元年 1 2 月 2 7 日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
1				
2				
3				

【記載要領】

- 1 当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する（同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。）。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、1 1 月 2 1 日を提出期限とする通知の場合、当期とは、1 1 月 9 日から 1 1 月 2 0 日までの期間）を指す。
- 3 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。